項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年４月10日において次の要件を満たすものとする。

①　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐、㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

㋐　構造物内空幅が５m以上の函渠（場所打ち・プレキャスト）の工事であること。

㋑　供用中の道路において、路面覆工により一般交通を確保した工事であること。

上記すべての施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐の施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省の発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る優先交渉権者選定通知の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、手続に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る優先交渉権者選定通知の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「R７横浜湘南道路藤沢地区函渠他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る手続に参加するためには、優先交渉権者選定通知の時までに、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他技術的サービス（建築工事を含む））」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年３月10日

契約責任者

独立行政法人国立印刷局

財務担当理事　秋田　能行

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

生産管理システムの更新作業外１件　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年４月１日午後４時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒105―8445 東京都港区虎ノ門二丁目２番３号　独立行政法人国立印刷局財務部契約課役務契約係担当　渡部しおり　電話03―3587―4312

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年３月10日から令和７年３月31日まで

⑵　仕様書案の交付　「秘密情報の取扱いに関する誓約書」を提出した者に交付する。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　令和７年３月17日午前10時

⑵　開催場所　独立行政法人国立印刷局本局

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Renewal of Production Management System and anoter item : 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 4 : 00 P.M. 1 April 2025